

平成27年3月24日

米原市議会議長 竹 中 健 一 様

提出者 米原市議会議員 滝 本 善 之

提出者 " 鏝 田 明

議案第24号 米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の
保育料等に関する条例の制定についてに対する修正案

上記の修正案を、次のとおり地方自治法第115条の3および米原市議会会議規則第17条の規定により提出します。

(提案理由)

第2子以降の保育料無料化を0歳児から2歳児まで拡充することは、出生率の上昇につながる環境整備および子育て世代の経済負担の軽減を図ることを目的とされているが、平成25年6月27日付け米議会第71号により提出された「決議第1号 保育所・幼稚園保育料の第2子以降無料化実施に関する決議」中、「適宜、事業に係る効果、影響等を精査・検証し、政策効果の是非を確認すること。」の検証が充分でなく、時期尚早であるため、この案を提出するものである。

議案第24号 米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の制定についてに対する修正案

議案第24号 米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を次のように修正する。

第6条中「支給認定子どもに係る保育料」を「3歳以上の支給認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある支給認定子どもを除く。）に係る保育料」に改める。

議案第24号 米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の制定についてに対する修正案新旧対照表

修正後	原 案
<p>米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(第2子以降に係る保育料の減額または免除)</p> <p>第6条 前条に定めるもののほか、市長は、支給認定子どもの属する世帯において、現に養育されている18歳未満の者(満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)のうち出生順で2人目以降に該当する<u>3歳以上の支給認定子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある支給認定子どもを除く。)</u>に係る保育料について、その額を減額し、または免除することができる。</p> <p>第7条以下 略</p>	<p>米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(第2子以降に係る保育料の減額または免除)</p> <p>第6条 前条に定めるもののほか、市長は、支給認定子どもの属する世帯において、現に養育されている18歳未満の者(満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)のうち出生順で2人目以降に該当する<u>支給認定子どもに係る保育料</u>について、その額を減額し、または免除することができる。</p> <p>第7条以下 略</p>